

令和元年 10 月 29 日

## 「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」の開設について

独立行政法人国民生活センターでは、台風等で被災された地域の方を対象として、「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」を開設し、下記のとおり 1 都 13 県からつながるフリーダイヤル（通話料無料）で、消費生活に関する相談を受け付けることとしました。

これにより、被災地域及び被災者の方の負担軽減、被災地域の消費者被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

### 記

- 電話番号：**0120-486-188**<sup>しんばいむよう いやや</sup>＜フリーダイヤル（通話料無料）＞  
※「050」から始まる IP 電話からはお受けできません。

- 窓口開設日時：令和元年 11 月 1 日（金）
- 相談受付時間：10 時～16 時＜土日祝日含む＞  
※令和元年 11 月 3 日（日）及び 11 月 16 日（土）は、独立行政法人国民生活センターの建物点検日のため、相談が受け付けられません。

- 対象：台風等に関連した消費者トラブル

#### 想定される相談例

- ・アパートが水浸しになり住めない状態だが、このまま家賃を支払う必要があるか。
- ・市役所を名のり、義援金を集めると訪問してきた者がいる。信用できるか。
- ・壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われた。信用してよいか。

- 対象地域：岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

※対象地域以外の被災地域の方や被災されていない地域の方は、最寄りの消費生活センター等をご案内する消費者ホットライン（188番）におかけください（通話料有料）。

○問合せ先  
消費者庁 地方協力課  
TEL：03-3507-9175 担当：平島、宮島  
国民生活センター 相談情報部  
TEL：03-3443-1208 担当：丸山、加藤